

鎌倉市市民活動センターの利用登録基準について

1 令和5年度第2回鎌倉市市民活動推進委員会での議論（8月）

（1）藤沢市の例にならう

ア 藤沢市は個人登録・団体登録という分類はなく、団体登録の一つのみ（利用登録・団体登録という分類はある）

✚ 全体の利用登録基準の中で、個人でも団体に準じた活動をしていると認められるときは登録の対象として考慮する。

イ 個人の活動の方が登録するとき、今後も個人のままで良いか

ヒアリングを必ず行い、今後仲間を増やそうとしている方、定款に定める目的を達成できるかの確認を行う。センターによる積極的なサポートを行う。

✚ 複数人の活動としていくことを求める。

✚ 一定期間個人のままであるときは登録解除の要素とはなるものの、簡単に判断すべきではない。

（2）生涯学習との区別について

つながる鎌倉条例に基づき、市民活動の判断を行う

（3）登録の解除について

これまでの運用の継続性を考慮しつつ、指定管理者の裁量の範囲で対応を検討する。（センター条例及びつながる鎌倉条例に基づき、他市センター等の対応も参考にしながらの対応は必要）

2 指定管理者との協議（9月、10月）

- ・上記の内容を指定管理者と共有し、これまでの登録基準（案）で運用する旨を確認。
- ・登録前のヒアリングは、個人・団体問わず実施する。
- ・非営利、営利組織の区別は必ず行う。
- ・運用の詳細については指定管理者で検討する（利用登録までの詳細なフロー、ヒアリングの内容、申請者が提出する規約等のテンプレートの準備等）。
- ・令和6年1月頃を目安にこの運用を開始する。
- ・個人の登録を可能とすることから、「利用登録」で統一する。

利用登録基準（確認事項）

団体・個人を分けることなく、一律の基準で確認する。

	基準（確認事項）	備考	根拠
1	市内に居住、通勤、通学又は市内で事業を行うものであること。	「事業」とは、営利か否かを問わない。	・センター条例1条 ・つな鎌条例2条1項1号
2	自主的かつ自立的に行う営利を目的としない活動であること。	この活動で得た利益を分配していないこと。	・つな鎌条例2条1項2号
3	不特定多数の者の利益の増進につながるものであること。	自治会・町内会活動、特定の団体のための活動、生涯学習や趣味の活動、会員制の活動であっても、活動内容が公益的であればよい。	・つな鎌条例2条1項2号
4	宗教活動でないこと。	宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする活動でないこと。	・つな鎌条例2条1項2号ア
5	政治活動でないこと。 （政治によって具体的な政策を実現しようとするものは除く）	政治上の主義を推進し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動でないこと。	・つな鎌条例2条1項2号イ
6	選挙活動でないこと。	特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動でないこと。	・つな鎌条例2条1項2号ウ